

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

中国運輸局長 様

六口丸海運有限会社
代表取締役 西原 正博

令和 7 年 9 月 26 日付けで命令を受けた事項について、下記のとおり取り組み等を実施しましたので報告します。

記

1. 船舶所有者は、船員法第 118 条の 4 に基づき、小型船舶の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、特定教育訓練を実施すること。

→ 弊社所有船舶に乗船させる船員に対し「小型船の乗組員に対する特定教育訓練のガイドライン」を活用した訓練を実施しております。今年度採用の者には 6 月に実施いたしました。今後も弊社所有の船舶に乗船させる船員に対し、引き続き特定教育訓練を実施してまいります。

2. 安全統括管理者は、海上運送法第 19 条の 4 及び安全管理規程第 55 条第 4 項に基づき、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報について外部に対して公表を行うこと。

→ 安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報について、六口丸海運有限会社ホームページに掲載いたしました。

リンク先 <https://mukujimaru.co.jp/>

3. 経営トップは、安全管理規程第 4 条第 1 号に基づき、関係法令及び社内規程の遵守を社内に徹底させること。

4. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条第 3 号に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守を社内に徹底させること。

5. 運航管理者は安全管理規程第 18 条第 1 号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。

→ 令和 7 年 7 月 16 日及び 9 月 5 日に安全対策会議を行い、経営トップから全従業員に対して、この度の事故について説明するとともに、安全管理規程を配布、運航基準、事故処理基準を中心

に読み上げ説明し、法令遵守・安全最優先の原則について周知徹底いたしました。

今後につきましても安全管理規程の遵守に加え、関係法令の遵守を徹底するよう、令和 7 年 10 月 10 日に船員法に関する勉強会を行い、雇入契約締結前の書面の交付、雇入契約成立時の書面の交付等の必要性について再確認しました。今後も定期的に海上運送法、船員法に関する勉強会を行い、経営トップ以下全ての社員が一丸となり関係法令及び安全管理規程の遵守に努めてまいります。

6. 運航管理者は、安全管理規程第 22 条第 3 項に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、小型船舶にあっては、乗船員が船員法第 118 条の 4 の規定による特定教育訓練を終了しているか等、航路に精通した船舶船員が乗り組むこととなっているかについて、その安全性を検討すること。

→ 配乗計画を作成又は改定する場合には、船員法 118 条の 4 に基づく特定教育訓練を終了しているか確実に確認するように、令和 7 年 7 月 25 日付けでの安全管理規程を変更し、届け出しました。また、今年度あらたに採用し、弊社の船舶に乗船させた船員に対し、令和 7 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までに特定教育訓練を実施しております。今後も配船、配乗計画を作成する場合は、弊社所有の船舶に乗船させる船員に対して、引き続き特定教育訓練を終了しているか、航路に精通した船舶職員が乗り込むことになっているか、船員手帳、健康証明書、小型船舶免許証の有無など各種法令の合致したものか確認します。

7. 運航管理者は安全管理規程第 47 条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安署にその概要及び事故処理の状況を報告すること。

→ 運航管理者は安全管理規程第 47 条に基づき、事故処理基準を基に関係運輸局、海上保安署に速やかに連絡ができるよう令和 7 年 6 月 19 日に六口丸海運有限会社と瀬戸大橋観光船共同組合と合同で、両社の従業員 13 人に対して事故処理訓練（緊急時連絡表を用いた机上訓練を含む）を実施しました。今後も定期的に訓練を行い、緊急連絡体制を構築していきます。

8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 49 条に基づき、乗組員に対し安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について安全教育を定期的実施すること。

→ 令和 7 年 6 月 19 日に安全管理規程を用いて六口丸海運・瀬戸大橋観光船協同組合の合同訓

練を実施しました。

また、7月16日、9月5日に行った安全確保（法令）に関する対策会議では、監査時に指摘された事項についての確認、その対策の話し合いや安全管理規程を配布して安全管理規程の周知・教育を行い、10月10日の船員法に関する勉強会では、「海上労働条約の批准に伴う船員法の改正について」、「船員労働ハンドブック」、「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」等を活用し、雇入契約締結前の書面の交付、雇入契約成立時の書面交付等の必要性について再確認しました。今後は、旅客船協会が実施している旅客船乗組員の安全講習会への参加や、自社勉強会等の機会を通じて全社員に対して網羅的に教育を実施してまいります。現在行っている訓練・勉強会（次回は2月、11月を予定：外部講師に依頼予定）は継続的に実施し、効果測定を行うなどして教育効果の把握にも努めてまいります。

今回の命令処分を深く受け止め、社員一丸となり法令遵守をはじめ、再発防止を徹底してまいります。

以上